

平成20年12月25日

## 株式会社化及び上場に関する今後の日程等について

第一生命保険相互会社（社長 斎藤 勝利）は、本日開催の取締役会において、株式会社化及び上場に関して、以下のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

### 1. 取締役会における決定内容

株式会社化（相互会社から株式会社への組織変更）の予定日を、総代会による承認、当局認可等を条件として、平成22年4月1日とします。

株式会社化に係る補償基準日（株式の割当計算の対象となるご契約者さまを確定するための基準日）を、平成21年3月31日とします。

証券取引所による承認を条件として、株式会社化と同日もしくはその後速やかに、弊社株式を上場することを目指します。

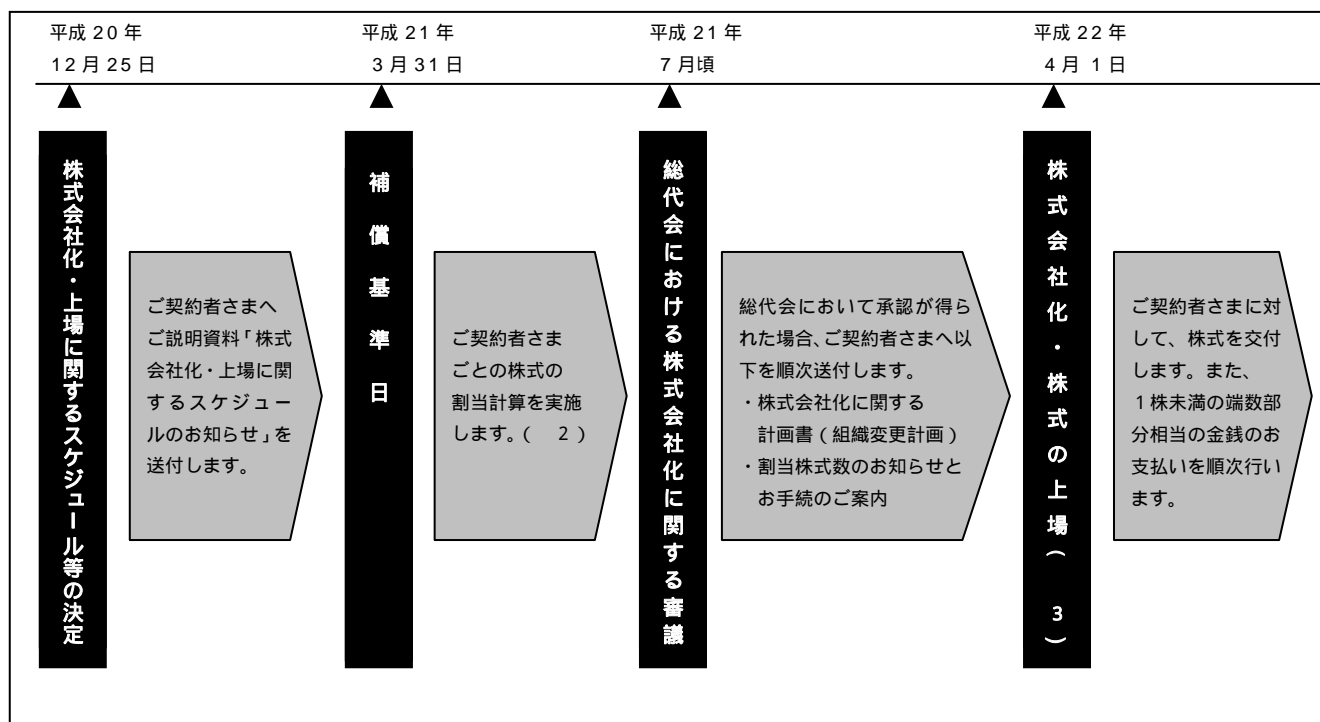
## 2. 今後の日程等 ( 1 )

- 平成 2 1 年 1 月 ~           ご契約者さまに順次、ご説明資料「株式会社化・上場に関するスケジュールのお知らせ」を送付します。
- 平成 2 1 年 3 月 3 1 日   株式会社化に係る補償基準日(株式の割当計算の対象となるご契約者さまを確定するための基準日)
- その後、保険業法に基づき、ご契約者さまごとの株式の割当計算を実施します。( 2 )
- 平成 2 1 年 7 月頃       総代会における株式会社化に関する審議
- 総代会において承認が得られた場合、ご契約者さまに対して、株式会社化に関する計画書(組織変更計画)を送付し、続いて、割当株式数のお知らせとお手続きのご案内を順次送付します。
- 平成 2 2 年 4 月 1 日   株式会社化、株式の上場( 3 )
- その後、ご契約者さまに対して、株式の交付、1株未満の端数部分相当の金銭のお支払いを順次行います。

- 1 : 上記の日程は現時点での予定であり、今後、変更となる可能性があります。  
また、株式会社化・上場については、総代会による承認、当局認可、証券取引所による上場の承認等が得られることを条件とします。
- 2 : ご契約者さまへの株式の割当ては、補償基準日(平成 2 1 年 3 月 3 1 日)において有効な有配当保険契約ごとの寄与分(当社の純資産等の形成への寄与度合い)を、保険業法の定めに従って計算し、その寄与分の大きさに応じて決まるため、ご契約者さまであっても株式の割当てがないこともあります。
- 3 : 株式会社化・上場後におきましても、ご契約いただいております保険契約の内容(保険料・保険金等)に変更はございません。

以 上

(ご参考資料) 株式会社化・上場に関する今後の日程 ( 1 )



- 1 : 上記の日程は現時点での予定であり、今後、変更となる可能性があります。  
また、株式会社化・上場については、総代会による承認、当局認可、証券取引所による上場の承認等  
が得られることを条件とします。
- 2 : ご契約者さまへの株式の割当では、補償基準日 (平成 2 1 年 3 月 3 1 日) において有効な有配当保  
険契約ごとの寄与分 ( 当社の純資産等の形成への寄与度合い ) を、保険業法の定めに従って計算し、  
その寄与分の大きさに応じて決まるため、ご契約者さまであっても株式の割当てがないこともあり  
ます。
- 3 : 株式会社化・上場後におきましても、ご契約いただいております保険契約の内容 ( 保険料・保険金等 )  
に変更はございません。